

滋賀県ナイスハート物品購入制度の概要

【趣旨】 滋賀県では、県内の障害のある方の雇用および福祉的就労の促進を図ることを目的に、県が発注する物品の購入や役務の提供に係る契約において、障害者雇用促進事業者等や障害者支援施設等から優先的に調達を行うナイスハート物品購入制度を実施しています。

障害者雇用促進事業者等からの優先調達

障害者雇用促進事業者

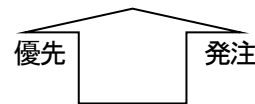
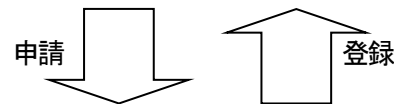
次の要件をすべて満たす者

1. 滋賀県物品等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
2. 滋賀県内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
3. 2のうち会社および個人にあっては中小企業者であること。
4. 滋賀県内の本店、支店、営業所等において、障害者雇用率が2.5%以上であること。

特例子会社等

次の要件をすべて満たす者

1. 滋賀県物品等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
2. 滋賀県内の特例子会社または重度障害者多数雇用事業所であること。



会計管理局管理課

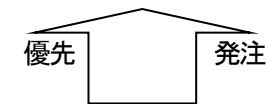
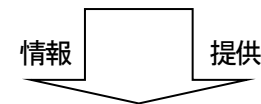
1. 障害者雇用促進事業者等の登録申請受付、審査、名簿登録
2. 障害者雇用促進事業者等登録名簿の公表

すべての県機関

障害者支援施設等

滋賀県内の次の施設等であること。

1. 障害者支援施設
2. 地域活動支援センター
3. 障害福祉サービス事業所
4. 在宅就業障害者
5. 在宅就業支援団体
6. 社会的事業所
7. 滋賀型地域活動支援センター



健康福祉部障害福祉課

1. 障害者支援施設等で提供できる物品および役務の情報収集
2. 障害者支援施設等で提供できる物品および役務のリストの作成・公表

すべての県機関

<優先調達の内容>

1. 障害者雇用促進事業者等として登録されていることを条件に入札を実施。
2. 障害者雇用促進事業者等として登録されていることを条件に公募型見積合せ（オープンカウンタ）を実施。
3. 指名型見積合せにおいて、障害者雇用促進事業者等を優先して選定。

<優先調達の内容>

1. 障害者支援施設等で提供できる物品および役務の発注を行う場合、定額の範囲内のものについては、障害者支援施設等に優先して発注を実施。

